

# 運営会議規程

最終改定日：令和5年1月18日

## 第1条 【目的】

本規程は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）の運営会議の適正な運営を図ることを目的とする。

## 第2条 【運営会議の役割】

本会議は、Vリーグ機構の運営及び活動に関する重要事項すなわち第3条第2項に関する事項について審議し、理事会に上申する役割を担う。

## 第3条 【権限】

- (1) 運営会議は、理事会から委任された事項を決定する。
- (2) 次の事項は、理事会による決定に先立ち、運営会議の審議を経るものとする。
  - ① 事業計画および事業報告に関する事項  
(理事会決議事項 (6) 事業計画、(7) 事業報告)
  - ② 予算および決算に関する事項 (理事会決議事項 (6) 収支予算、(7) 計算書類)
  - ③ 試合実施に関する事項 (理事会決議事項 (20) (33) (34) (35))
  - ④ スポンサー契約に関する事項 (理事会決議事項 (25))
  - ⑤ 公衆送信権に関する事項 (理事会決議事項 (24))
  - ⑥ 商品化権に関する事項 (理事会決議事項 (26))
  - ⑦ 映像制作および二次利用に関する事項 (理事会決議事項 (27))
  - ⑧ その他リーグ運営の基本方針に関して代表理事会長が重要だと判断した事項

## 第4条 【運営委員】

- (1) チームから運営会議の委員（以下、「運営委員」という）候補を1名指名し、Vリーグ機構に申請しなければならない。
- (2) 前項に基づきチームから申請された運営委員候補は、理事会の承認をもって選任される。
- (3) 前項に基づきチームから選任された運営委員は、本規程に基づき開催される運営会議に出席する義務を負う。
- (4) やむを得ない事由により運営委員が運営会議に出席できない場合は、代理人を代表理事会長の承認を得た上で出席させることができる。代理人は「Vリーグ機構登録規程」に基づき登録されたチーム関係者から選任し、運営会議における議決権を有する。

## 第5条 【運営会議の構成】

- (1) DIVISION1（以下、「V1」という）、DIVISION2（以下、「V2」という）、DIVISION3（以下、「V3」という）にそれぞれ運営会議を設置する。また、V1、V2およびV3は、合同で開催することができる。
- (2) V1に設置する運営会議を「V1運営会議」、V2に設置する運営会議を「V2運営会

議」、V3に設置する運営会議を「V3運営会議」といい、V1、V2およびV3が合同で開催する運営会議を「合同運営会議」といい、単に「運営会議」という場合は、個別にまたは総称してV1運営会議、V2運営会議、V3運営会議または合同運営会議を意味する。

- (3) Vリーグ機構は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「JVA」という）に対し合同運営会議に出席する委員を若干名推薦するよう依頼し、JVAから推薦された委員（以下、「JVA委員」という）候補は、理事会の承認をもって選任される。
- (4) 各運営会議を構成する委員は次の通りとする。
  - ① V1運営会議 代表理事会長、副会長、事務局長、V1チームの運営委員
  - ② V2運営会議 代表理事会長、副会長、事務局長、V2チームの運営委員
  - ③ V3運営会議 代表理事会長、副会長、事務局長、V3チームの運営委員
  - ④ 合同運営会議 代表理事会長、副会長、事務局長、V1チーム、V2チームおよびV3チームの運営委員、JVA委員

## 第6条 【任期】

- (1) 運営委員およびJVA委員の任期は選任後1年経過後最初に開催される理事会の終結時までとする。ただし、増員または補欠のため選任された運営委員およびJVA委員の任期は、他の運営委員およびJVA委員の任期が満了すべき時までとする。
- (2) 運営委員およびJVA委員は、再任されることができる。
- (3) 運営委員およびJVA委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 運営委員およびJVA委員は、選任後1年経過後最初に開催される理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該理事会において再任されたものとみなす。

## 第7条 【委員以外の者の出席】

予め代表理事会長の了承を得たもの（参加内定チームを含む）は、オブザーバー（議決権はない）として、運営会議に出席することができる。

## 第8条 【議長】

- (1) 運営会議の議長は、Vリーグ機構の代表理事会長が務める。
- (2) 代表理事会長に事故ある時は、予め定める順位により指定された者が代行する。

## 第9条 【定足数および決議要件】

- (1) 第3条1項に基づき理事会から委任された事項の運営会議における決議は、各運営会議における議決権を保有する委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもって行うものとする。
- (2) 前項の議決権保有委員とは本規程第4条に定める委員に限る。

## 第10条 【開催】

- (1) V1 運営会議、V2 運営会議およびV3 運営会議は、原則として1ヶ月に1回それぞれ招集する。
- (2) V1 運営会議、V2 運営会議およびV3 運営会議の各招集に代えて、V1・V2・V3 合同運営会議を招集することができる。ただし、代表理事会長の判断により男女別開催を認める。
- (3) 運営会議は、電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

#### 第11条 【招集】

- (1) 運営会議は、代表理事会長がこれを招集する。
- (2) 運営会議の招集にあたっては、委員に対して少なくとも開催日の5日前までに書面による通知を行う。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- (3) 運営委員の4分の1以上の者が、連名で議題ならびに理由を記した書面を代表理事会長に提出することで、運営会議の招集を請求することができる。

#### 第12条 【議事録】

運営会議の議事経過の要領および結果は、議事録に記載し、これをVリーグ機構に保存する。代表理事会長の承認を得た上で各委員に配布し、各委員より議事録の記載事項に異議があった場合、Vリーグ機構事務局は代表理事会長に確認の上で再配布を行う。

#### 第13条 【事務局】

- (1) 本会議の事務局は、Vリーグ機構事務局が行なう。
- (2) 事務局は議題を少なくとも開催日の5日前までに各委員に連絡する。
- (3) 事務局は議事録の作成、各委員への送付および保存を担当する。

#### 第14条 【改正】

本規程の改廃は理事会の決議により、これを行う。

#### 附則

本規程は、平成17年8月5日より施行する。

#### <改定履歴>

- |           |   |
|-----------|---|
| 平成21年5月1日 | 公益法人改革に伴い、「有限責任中間法人」の文言を「一般社団法人」に置き換えた。                                   |
| 平成23年2月1日 | 日本バレーボール協会が、公益財団法人として設立されたことにより、「財団法人日本バレーボール協会」を「公益財団法人日本バレーボール協会」と修正した。 |

平成 24 年 3 月 12 日

第 8 条の運営会議の開催を「原則として 2 カ月に 1~2 回」から「原則として 4 カ月に 1~2 回」に改めた。

第 9 条の運営会議の招集通知発信の期限を「開催日の 1 週間前まで」から「開催日の 5 日前まで」に改め、運営会議議題の案内通知の期限も時期を明確化するための文言の修正を行った。

第 12 条の本規程改正条件を「理事会の過半数」から「出席した理事の過半数」に改めた。

平成 28 年 9 月 1 日

第 1 条および第 3 条に、運営会議が「重要事項を理事会に上申するための機関」であることを明確化するとともに、付議事項から「社員総会付議事項」を削除した。

第 4 条に運営会議委員に副会長と事務局長を加えた。

第 7 条に議決権保有者を明確化するとともに、議決要件の見直しを行った。また、電子メールでの議決が可能な要件を加えた。

第 8 条-2、第 9 条および第 10 条に、運営会議の開催要件を「4 ヶ月に 1~2 回」から「1 ヶ月に 1 回」に変更し、「代表幹事会の開催をもって運営会議に代えることができる」とした。また、これに伴い、代表幹事会の役割と選任方法等を明確化した。

第 12 条の本規程の改正に関する文言を、他の規程と同じ記載方法に改めた。

平成 30 年 11 月 21 日

平成 30 年 11 月 21 日の理事会にて、第 5 条の委員以外の出席者の対象に「参加内定チームを含む」旨を追加した。また、第 8 条 2 項および 3 項に会議運営形態の変更に伴い、運営会議の開催に関する記載を追加し、第 9 条および第 10 条の代表幹事会に関する記載を削除した。

令和 5 年 1 月 18 日

第 2 条および第 3 条に運営会議が「理事会の決定に先立ち、審議し、理事会に上申する機関」であることを明確化するとともに、第 3 条を「付議事項」から「権限」とし、審議する事項を具体化した。これに伴い、第 9 条に運営会議における決議は理事会から委任された事項であることを明確化し、その決議要件は「出席委員の 4 分の 3 を超える多数」から「出席委員の過半数」に改めた。また、すべての委員に評決の機会を与えるための電子メールによる賛否の回答を求める手続きを削除した。

第 4 条および第 5 条に議決権を有する運営委員と J V A 委員の選定方法を明確化し、運営会議の種別とそれぞれの構成を明確化した。また、これに伴い、第 6 条に運営委員と J V A 委員の任期を加えた。第 7 条に運営委員および J V A 委員以外の者の出席に関する手続きのタイミングと、オブザーバーとして出席する者の議決権について明確化した。

第 10 条に第 5 条に運営会議の種別を明確化したことに伴い、それぞれの開催頻度および開催方法を明確化した。

第12条に議事録をVリーグ機構に保存することを加えた。  
第13条に各委員への議題の連絡を第11条の招集と合わせて「5日前」に変更した。  
新しく条項を追加したため、第5条以降の条番号を変更した。